

裁判員裁判対象事件における取調べの 録音・録画の実施件数等

裁判員裁判対象事件における取調べの録音・録画の実施件数等

実施期間	総 数	実施件数	一部 実施件数	除外事由				そ の 他
				機器の故障・その他 やむを得ない事情あり (第1号)	被疑者が拒否・その他 被疑者の言動から 十分な供述不可 (第2号)	指定暴力団構成員 による犯罪 (第3号)	その他の事情により 十分な供述不可 (第4号)	
平成31年度 (令和元年度)	2,707	2,707	14					
平成31年4月1日から 令和元年5月31日まで	391	391	6					
令和元年6月1日から 令和2年3月31日まで	2,316	2,316	8	3	2	1	0	2
令和2年度	2,473	2,473	12	2	4	0	0	6
令和3年度	2,194	2,194	12	4	5	2	0	3

※ 最高検察庁の資料に基づき、法務省刑事局において作成。

※ 「裁判員裁判対象事件」とは、①死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、②短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件のほか、③弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件をいう。

※ 「実施件数」は、逮捕・勾留中の被疑者につき、「裁判員裁判対象事件」について被疑者として取調べの録音・録画を行った件数である。

※ 1つの事件につき除外事由が複数存在する場合は、それぞれ計上しているため、一部実施件数と、除外事由・その他の合計は必ずしも一致しない。